



アフィリエイト広告と表示規制

～「アフィリエイト広告等に関する検討会 報告書」について～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第31号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

近年、インターネット上の広告手法として、いわゆる「アフィリエイト広告」が広く使われています。

アフィリエイト広告は、商品・役務の供給主体ではないアフィリエイトターが表示物を作成、掲載するため、商品・役務の供給主体による広告内容の審査が届きにくい、アフィリエイトターが成果報酬を求めて、過大な表現となりやすいという傾向が指摘されており、消費者庁では、アフィリエイト広告について実態調査を行うと伴に、アフィリエイト広告の状況及び課題を明らかにし、不当表示が生じない健全な広告の実施に向けた対応方策を検討するため、令和3年6月から令和4年1月にかけて「アフィリエイト広告等に関する検討会」（以下「検討会」という。）が開催されてきました。そして、令和4年2月15日付で「アフィリエイト広告等に関する検討会 報告書」（以下、「本報告書」といいます。）が公表されました。

今後、本報告書の提言に沿った規制がなされていくものと考えられますので、本報告書において示されたアフィリエイト広告の実態と提言の内容を紹介したいと思います。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・アフィリエイト広告と表示規制

～「アフィリエイト広告等に関する検討会 報告書」について～

(<https://www.clo.jp/column/3379/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 松本久美子 ([matsumoto\\_k@clo.gr.jp](mailto:matsumoto_k@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....